

鳥取県告示第457号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成20年度から平成21年度まで	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	平成22年7月20日
〃	〃	鳥取市（河原町高福及び釜口の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町高福及び釜口の各一部	〃
倉吉市	〃	倉吉市（関金町野添及び関金町明高の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町野添及び関金町明高の各一部	〃
若桜町	平成18年度から平成21年度まで	若桜町（大字諸鹿の一部）の地籍図及び地籍簿	若桜町大字諸鹿の一部	〃
智頭町	平成12年度から平成18年度まで	智頭町（大字西宇塚の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字西宇塚の一部	〃
〃	平成14年度から平成21年度まで	智頭町（大字河津原及び東宇塚の各一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字河津原及び東宇塚の各一部	〃
三朝町	平成18年度から平成20年度まで	三朝町（大字吉尾の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字吉尾の一部	〃
〃	平成19年度から平成20年度まで	三朝町（大字西尾及び大字西小鹿の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字西尾及び大字西小鹿の各一部	〃
琴浦町	平成18年度から平成21年度まで	琴浦町（大字赤碕の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕の一部	〃
日南町	平成19年度から平成21年度まで	日南町（新屋の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町新屋の一部	〃
〃	〃	日南町（花口〔603〕の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町花口〔603〕の一部	〃